

健が発0419第1号
平成24年4月19日

健康日本21推進全国連絡協議会
構成団体 様

厚生労働省健康局
がん対策・健康増進課長



平成24年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

健康行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての啓発等のたばこ対策は重要な課題であります。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められたものであります。

厚生労働省におきましては、平成4年から、「世界禁煙デー」に始まる一週間（5月31日～6月6日）を「禁煙週間」と定め、各種のたばこ対策を実施してきております。

厚生労働省において実施している「健康日本21」やがん対策基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要であり、また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国もより一層の受動喫煙防止対策が求められております。

このような状況の下、平成24年度においては、喫煙及び受動喫煙による健康被害等についての普及啓発に加え、今年度の「世界禁煙デー」のテーマである「Stop Tobacco Industry Interference（たばこ産業の干渉を阻止しよう）」についても、普及啓発を積極的に行うことを目的とし、別添実施要綱のとおり実施することとしております。

ついては、貴職におかれましても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、別途送付します本週間用ポスターの掲示、関係者への周知及び公共の場・職場における受動喫煙防止対策の実施等について御協力を御願いたします。

また、今年度の「世界禁煙デー」のテーマについて、FCTCにおける関係条項（第5条第3項）の実施に係る指針を併せて送付いたします。